

身体拘束等の適正化のための指針

1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方について

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた知識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービスの提供にあっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援の提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要件を満たす状態にある場合は、それらの要件の手続きが慎重に実施されているケースについて必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外の代替する介護方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合は、介護保険法上の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」の規定は、極めて厳格かつ例外的な扱いとすることが求められており、3つの要件を全て満たすことが必要です。

2.身体拘束廃止に向けての基本指針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を全て満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常支援における留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ②言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をして頂けるように努めます。

3.身体拘束廃止及び適正化に向けた組織体制

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化検討委員会を設置します。

①設置目的

- ・事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会の開催は1年に1度の定期開催とし、必要に応じてその都度開催します。

緊急な事態は、職員より管理者に報告の上、関係職員を招集し臨時の会議を開催。委員会に参加出来ない職員が想定される場合は意見を聞くなどの対応により意見を盛り込み検討します。

③身体拘束適正化検討委員会の構成

一) 管理者

二) 職業指導員

三) 生活支援員

四) その他、管理者が必要と認める者

※この委員会の責任者は管理者とし、その時参加可能な委員で構成する。

(2) 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本指針

当事業所では支援を行う従事者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施します。

① 研修の実施

- ・身体拘束適正化のための研修会を年1回以上開催する。また開催は11月を基本開催月とします。
- ・新規採用職員がある場合は身体拘束適正化のための研修を必ず行います。
- ・研修が必要と思われる事象が発生した場合は随時研修を実施する。

②研修の内容

- ・人権意識、知識や技術向上を高めるため指針に基づいた内容で実施。
- ・倫理綱領、行動指針、掲示物の周知（委員会で検討された内容を含めて）
- ・障害者身体拘束等の適正化の推進のための関係法律や通知、指定基準等の理解
- ・障害者当事者や家族の思いを聞くための講演会へ参加

③研修の記録

身体拘束適正化のための研修を実施し、実施の内容は開催の都度、記録を作成します。

4.緊急をやむを得ず身体拘束を行う場合の報告等の方法

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化のための検討委員会を中心として、当委員会の構成メンバーが集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性・②非代替性・③一時性の3つの要素の全てを満たしているかどうかについて検討、確認をします。要件を検討、確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を終え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人、家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保管します。

④身体拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、利用者、家族に報告します。尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合があります、再度数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族（保証人等）に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続きなく生命保持の観点から同様の対応を実施させて頂きます。

5.身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて

身体拘束は、何より本人の尊厳を侵害することです。そして、関節の拘縮や、筋力や心肺機能、身体的能力の低下、褥瘡の発生等の身体的弊害、意志に反して行動を抑制されることに不安や怒り、あきらめ、屈辱、苦痛といった精神的な弊害が起こる。このことは、家族にも大きな精神的負担をかけるとともに、職員等は自らの支援に自信がもてなくなり、モチベーションの低下や支援技術の低下を招くなどの悪循環を引き起こすことになる。

身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止める取組と言えます。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- 一) 車いすやベッド等に縛り付ける。
- 二) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- 三) 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 四) 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- 五) 行動を落ち着かせるため向精神薬を過剰に服用させる。
- 六) 自分の意志で開けることの出来ない居室等に隔離する。

【身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③自分でおりられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車イステーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

6. 当事業所指針の閲覧について

本指針はいつでも事業所内にて閲覧出来るようにすると共に、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧出来るようにする。

(附則)

本指針は令和4年6月1日より施行する。